

○理容の業に係る衛生上必要な措置等を定める条例

平成十二年三月二十四日

山口県条例第八号

〔理容師法の規定に基づく衛生上必要な措置を定める条例〕をここに公布する。

理容の業に係る衛生上必要な措置等を定める条例

(平一五条例二五・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）  
第九条第三号及び第十二条第四号並びに理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二  
号。以下「政令」という。）第四条第三号の規定に基づき、理容師が理容の業を行う場合  
に講じなければならない衛生上必要な措置等を定めるものとする。

(平一三条例三五・平一五条例二五・一部改正)

(理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置)

第二条 法第九条第三号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 身体及び衣服は、常に清潔に保つこと。
- 二 理容作業中は、常に清潔な白色又はこれに近い色の作業衣を着用すること。
- 三 つめは、常に短く、かつ、清潔にし、手指は、客一人ごとに洗浄し、必要に応じて消毒すること。
- 四 顔面の理容作業中は、マスクを着用すること。
- 五 定期的に健康診断を受けること。
- 六 伝染のおそれがある病気にかかっているときは、理容作業に従事しないこと。
- 七 皮膚に接するタオルその他の布片は使用したものと使用していないものとし、皮膚に接する器具は消毒したものと消毒していないものとし、それぞれ一定の容器に収めること。
- 八 客用の被布は、常に清潔に保ち、使用の目的に応じて区別すること。
- 九 消毒液は、適正な濃度のものを使用し、必要に応じて取り替えること。
- 十 そり毛用石けん液は、客一人ごとに取り替えること。
- 十一 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、その安全性に十分留意し、適正に使用すること。
- 十二 理容所内をしばしば清掃し、理容作業に伴って生じる毛髪、汚物その他の廃棄物は、それぞれふた付きの専用の容器に入れ、適正に処理すること。

十三 雑誌、座布団その他の客の利用に供する物は、毎週一回以上日光消毒をすること。

(平一三条例三五・一部改正)

(理容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第三条 法第十二条第四号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 理容所は、同一建築物内の理容所以外の部分と隔壁等により区画すること。
- 二 理容所は、作業場及び待合所に区分し、その境界部分は、仕切りその他の適当な方法により区画すること。
- 三 作業場の床面積は、その作業場に置く理容いすの数が三台以下である場合にあっては十五平方メートル以上、三台を超える場合にあってはその超える数を三平方メートルに乗じて得た面積を十五平方メートルに加えて得た面積以上とすること。
- 四 作業場には、タオルその他の布片及び器具を消毒するのに適当な広さの場所を設けること。
- 五 作業場は、採光又は照明及び換気が十分に行える構造設備とすること。
- 六 待合所の床面積は、三平方メートル以上とすること。
- 七 天井は、ほこりの落ちない構造とし、その高さは、二・一メートル以上とすること。
- 八 床及び腰板は、清掃が容易に行える構造とすること。
- 九 作業場には、流水式の洗浄装置を備えた洗い場を設けること。
- 十 洗髪用の流水式の洗浄装置の数は、理容いすの数が三台以下である場合にあっては一以上、三台を超える場合にあってはその超える数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を一に加えて得た数以上とすること。
- 十一 ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保つこと。
- 十二 使用する水（水道水を除く。）は、飲用に適する水とし、毎年一回以上水質検査を受けること。
- 十三 タオルその他の布片、器具及び被布は、十分な数を備え、これらを収める容器又は棚を設けること。
- 十四 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

(理容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第四条 政令第四条第三号の条例で定める場合は、理容所のない交通至難の島その他の地へ出張して理容の業を行う場合とする。

(平一五条例二五・追加)

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年条例第二五号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。